

公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊相馬原駐屯地

第406会計隊長 南川 秀春

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

件 名	規 格	単位	予定数量	履行場所	履行期限
事業系一般廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	UN	296	相馬原駐屯地	6.4.1～7.3.31
事業系一般廃棄物収集・運搬役務（可燃・不燃ごみ）	仕様書のとおり	EA	189	相馬原駐屯地	6.4.1～7.3.31
新町一般廃棄物運搬処分役務	仕様書のとおり	KG	66,530	新町駐屯地	6.4.1～7.3.31

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち役務の提供等がD以上で格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を陸上自衛隊駐屯地用標準契約（請）書の様式により遅滞なく作成し提出する。
- (2) 適用する契約条項
役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
単価契約に関する特約条項

4 契約条項を示す場所

第406会計隊・第406会計隊新町連絡班・1号隊舎1Fロビー

東部方面会計隊ホームページ（www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin）

5 入札（現場）説明会

実施しない。但し、現場確認等が必要な場合は、個別に対応するので事前に調整されたい。

6 入札日時及び会場

令和6年3月15日（金）10：30 陸上自衛隊相馬原駐屯地 1号隊舎3階 商議室

7 郵送による入札

- (1) 封書に会社名、入札日時、件名及び入札書在中（朱書き）と明記した上、入札前日の17時までに第406会計隊契約班必着とする。（事前に郵送による入札を行う場合は、その旨を必ず担当の「飯田」に直接電話で連絡し確認を受けるものとする。）
- (2) 郵便入札により参加した場合の入札会場での立会は可とする。

8 入札条件

- (1) 入札金額「消費税抜き価格」で標記すること。
- (2) 1回の入札で落札決定できない場合は直ちに再度入札を実施する。ただし初度入札で郵便による入札参加があった場合には、次のとおりとする。

日時：令和6年3月19日(火) 10:30

9 落札決定方法

- (1) 単価で、当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格を実施調査を実施した結果適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低入札金額であっても落札者としなないことがあります。

10 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金
免除。但し、落札者が契約を結ばない場合、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金
免除。但し、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (3) 違約金
契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除しようとする場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 履行遅延賠償
履行期限の翌日から起算し、遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

11 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電話、ファックスによる入札
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は当該入札者が提出した入札書等を無効とする。
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合
- (6) 郵便による入札で期日までに未着のもの

12 その他

- (1) 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
- (2) 登録業者は、資格審査結果通知書(写)を入札時まで提出すること。
- (3) 仕様書は陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊事務室にて配布するものとする。
- (4) 入札及び契約に関するお問合せ先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊 契約班
電話：0279-54-2011(内線2343) FAX：0279-54-6960 担当：飯田

仕様書番号：第 12 号
作成年月日：令和6年2月16日

事業系一般廃棄物収集運搬

相馬原駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 役務件名 事業系一般廃棄物収集運搬
- 2 役務場所 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地
- 3 役務概要 事業系一般廃棄物収集運搬 1式
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は本仕様書によるほか、関係諸規則によるものとする。
 - (2) 本仕様書に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い、その指示に従うものとする。
- 5 特記事項
 - (1) 実施期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間とする。
 - (2) 本役務の収集・運搬日時は祝日を除く月曜日・水曜日及び木曜日の朝8時30分から10時を基準とし、細部については監督官との調整による。
 - (3) 運搬予定回数は別紙のとおりとする。
 - (4) 集積場は案内図・配置図のとおりとする。
 - (5) 運搬先(処分場)は「渋川地区広域市町村圏復興整備組合清掃センター」とする。

件 名	事業系一般廃棄物収集運搬	図面番号	1 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		

令和6年度 一般廃棄物収集運搬予定表

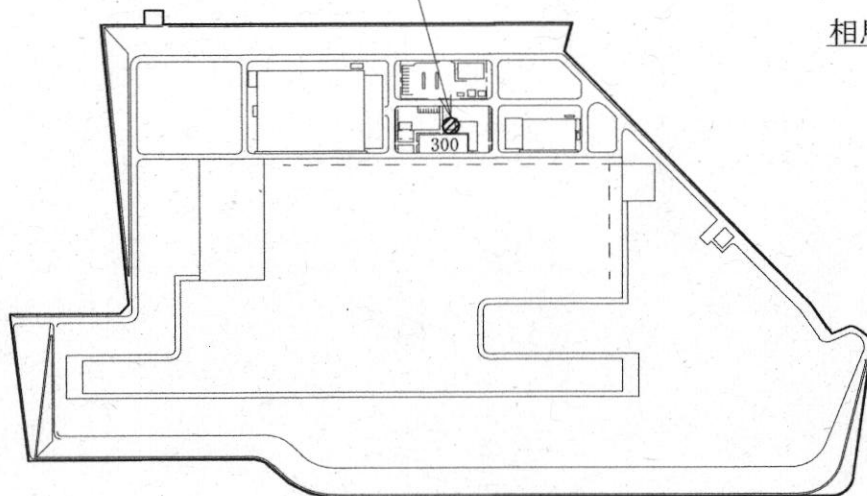
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	収集回数		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
	○		○	○				○		○	○				○		○	○				○		○	○								24回
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
	○	○					○		○				○		○	○				○		○	○				○		○	○			
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
				○		○	○				○		○	○				○		○	○				○		○	○					
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	○		○	○				○		○	○				○		○	○				○		○	○				○		○		
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
	○				○		○	○						○				○		○	○					○		○	○				
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
		○			○	○				○		○	○				○		○	○					○		○	○					○
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
		○	○					○		○	○					○	○				○		○	○					○		○		
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
					○		○	○				○		○	○				○		○	○				○		○	○				
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
		○			○	○				○		○	○				○		○	○					○		○	○	○				
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
							○		○	○						○	○			○		○	○				○		○	○			
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金					
				○		○	○				○		○	○				○		○	○						○	○					
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
				○		○	○				○		○	○				○		○		○				○		○	○				

※運搬1回につき、車両2台を基準とする。

件 名	事業系一般廃棄物収集運搬	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		



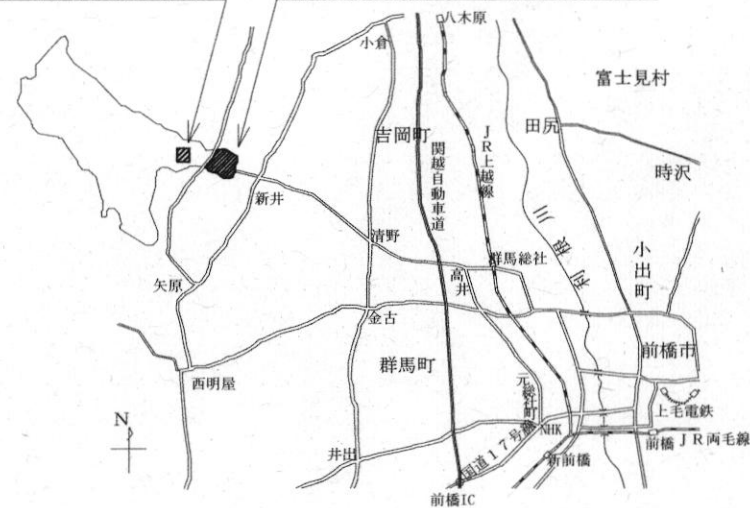
300号建物前収集場



飛行場地区配置図

相馬原駐屯地（飛行場地区）

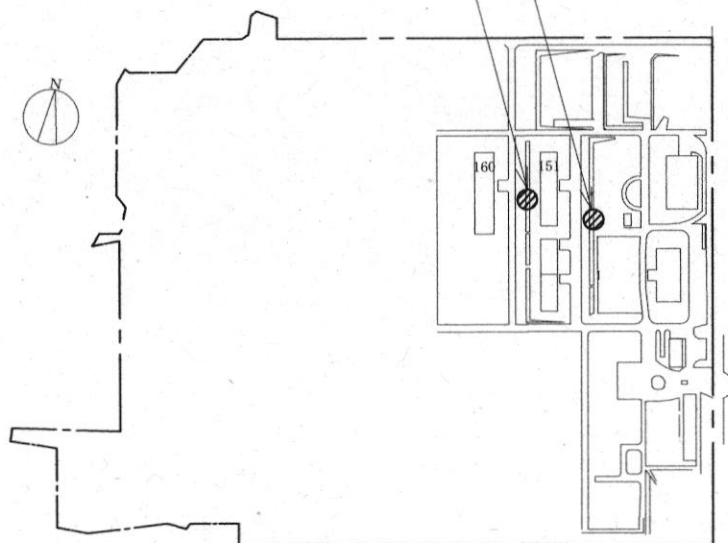
相馬原駐屯地（司令部地区）



案内図

160号建物前収集場

151号建物前収集場



司令部地区配置図

件名	事業系一般廃棄物収集運搬	図面番号	3 / 3
種別	案内図・配置図	縮尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		

調達要求番号：4 PWH1CH0012

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	G S V C - 1 2
事業系一般廃棄物収集・運搬役務 (可燃・不燃ごみ)	作 成		令和 5 年 1 2 月 8 日
	変 更		令和 年 月 日
	作成部隊等名		相馬原駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、相馬原駐屯地が排出する事業系一般廃棄物収集・運搬役務（可燃・不燃ごみ）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求 役務名称：事業系一般廃棄物収集・運搬役務

2.1.1 役務場所：群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地

2.1.2 役務内容：相馬原駐屯地司令部地区の事業系一般廃棄物収集・運搬役務

(可燃・不燃ごみ) 一月あたり約6,000kgの処理

(可燃・不燃ごみ) 一年あたり189日収集・運搬

3 処分に関すること

3.1 許可証

請負業者は、下記処分場への搬入に必要な渋川市長の発行する「一般廃棄物収集運搬業許可書」のほか本役務の履行に必要な都道府県・政令市の処分業許可証を有していること。

3.2 許可証の提出（写）

請負業者は、当該許可証等の写しを事前に提出するものとする。

3.3 収集場所

付紙第1「相馬原駐屯地廃棄物収集場所（可燃・不燃ごみ）」による。

3.4 収集日時

a) 毎月の指定日の午前8時30分から午前10時00分を基準とする。（土日を除く。）

* 指定する日の収集・運搬役務が困難な場合は官側係官と調整する。

b) 実施日は、付紙第2「令和6年度作業実施日」による。

c) 可燃物・不燃物の収集・運搬日の区分は、請負業者との調整による。

4 運搬先（処分場）

- a) 名称：渋川地区広域市町村圏振興整備組合清掃センター
- b) 住所：群馬県渋川市幸田 3 1 5 3 - 2

5 検 査

請負者は、収集・運搬日ごと契約担当官が指名する検査官の立会のもと、実施するものとする。

6 その他の指示

6.1 請負者の義務

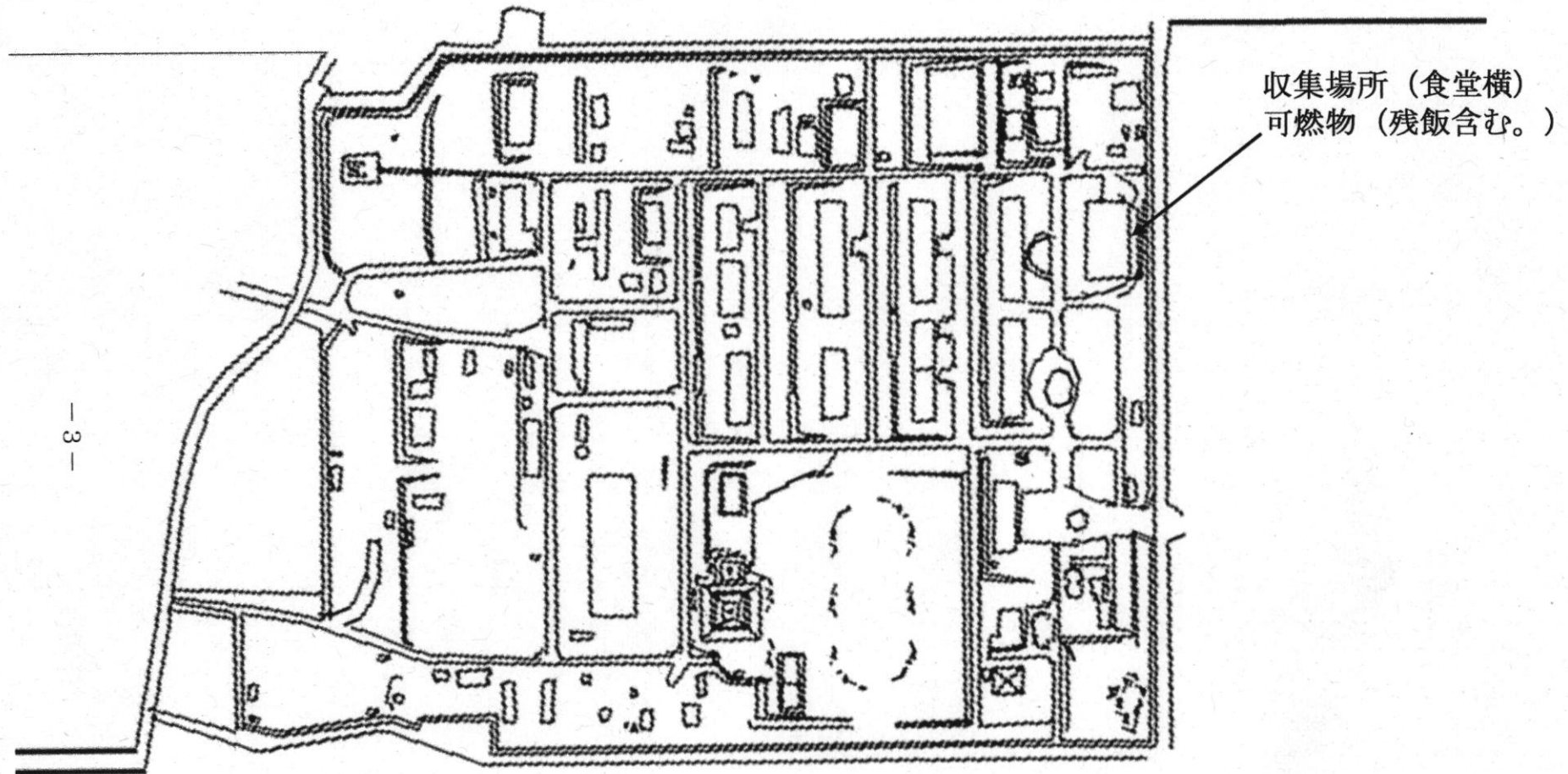
請負者は、役務の実施にあたり、役務に関する諸法令を遵守し、役務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用・適用は、請負者の負担と責任において行うものとする。

また、駐屯地内の施設（人員）等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において弁償する。

6.2 駐屯地内の交通規制

請負者は、駐屯地内の車両の運行については、交通標識に示す規制を厳守するものとする。

相馬原駐屯地廃棄物収集場所（可燃・不燃ごみ）



— 3 —

司令部地区

令和6年度作業実施日(4・5・6月分)

月	日																備 考
	曜																
4		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	13 日
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		○		○		○			○		○		○			○	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
		○		○			○		○		○			○			
5		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	14 日
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
		○		○			○		○		○			○		○	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
		○			○		○		○			○		○		○	
6		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	20 日
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				

令和6年作業実施日(7・8・9月分)

月	日																備 考
	曜																
7		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	23 日
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	
8		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	22 日
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
		○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
9		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	21 日
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○		

令和6年度作業実施日(10・11・12月分)

月	日																備 考
	曜																
10		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	13 日
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
			○		○			○		○		○			○		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	○		○			○		○		○			○		○		
11		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	13 日
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
		○			○		○		○			○		○		○	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
			○		○		○			○		○		○			
12		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	13 日
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
			○		○		○			○		○		○			
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	○		○		○			○		○		○			○		

令和6年度作業実施日(1・2・3月分)

月	日																備 考
	曜																
1		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	12 日
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
							○		○		○			○		○	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
		○			○		○		○		○		○		○		
2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	12 日
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				○		○		○			○		○		○		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
		○		○		○			○		○		○				
3		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	13 日
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				○		○		○			○		○		○		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		○		○		○			○		○		○			○	

* 作業実施日に変更がある場合については、前月15日までに官側から請負業者へ連絡する。

仕 様 書	仕様書番号	第 6 - 3 号
	作成年月日	令和 6 年 1 月 2 3 日
件 名	所属部隊	新町駐屯地業務隊
新町一般廃棄物運搬処分役務	作 成 者	防衛事務官 田尻祥太

1 適用範囲
 本仕様書は、新町駐屯地において排出される一般廃棄物処分の運搬及び処分について規定する。

2 場 所
 群馬県高崎市新町 1 0 8 0 番地 陸上自衛隊新町駐屯地内

3 処分品目及び予定数量
 (1) 草刈、落ち葉及び剪定枝等（予定数量：67,430 k g）

4 一般事項
 (1) 本仕様書によるほか、「高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、
 「廃棄物の処分及び清掃に関する法律」及びその他関係法令を遵守し、
 適切に実施するものとする。
 (2) 本役務の実施にあたっては、安全に留意し、実施するものとする。
 (3) 駐屯地内の施設等に損傷を与えた場合は、請負者の負担において復旧する。
 (4) 本役務の実施にあたり、役務実施区域外への立入を禁止する。

5 特記事項
 (1) 請負者は約 1 2 m³コンテナを常時 2 台設置するものとする。
 (2) コンテナの集積が満杯になったら都度、官側の指示により速やかにコンテナを
 運搬するものとする。
 (3) 本役務の実施にあたっては、高崎市の一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処
 分業務の許可を受けている者とする。

市 価 調 査 票

FAXにて返信してください
FAX:0279-54-6960 担当:飯田

件 名 : 事業系一般廃棄物収集運搬

品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額	備 考
事業系一般廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	UN	296			
事業系一般廃棄物収集・運搬役務(可燃・不燃ごみ)	仕様書のとおり	EA	189			
新町一般廃棄物運搬処分役務	仕様書のとおり	KG	66,530			
	以下余白					
上記以外にも項目が必要な場合は、内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合 計						

納 期 : 6.4.1~7.3.31

納 入 場 所 : 相馬原駐屯地、新町駐屯地

見 積 条 件 : 税抜き

見積条件及び契約条件を承諾の上見積もりしました。

住 所

氏 名

入 札 書

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地 殿
第406会計隊長 南川 秀 春

¥ 単価 (消費税別途)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
事業系一般廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	UN	296			
事業系一般廃棄物収集・運搬役務(可燃・不燃ごみ)	仕様書のとおり	EA	189			
新町一般廃棄物運搬処分役務	仕様書のとおり	KG	66,530			
	－ 以 下 余 白 －					
合 計						

履 行 期 限 6.4.1 ～ 7.3.31

納 入 場 所 相馬原駐屯地、新町駐屯地

入 札 条 件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和6年3月15日

住 所

氏 名